

## 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める件

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながるものであり、子どもの健全な成長、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすと懸念されている。こうした中、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費助成制度が全国の多くの自治体で実施されており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、極めて重要な役割を担っている。

しかし、現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院については2歳まで、入院については就学前までを対象にしており、全国的に見ても最低水準の助成となっている。

このため、県内のすべての市町村において、独自に財源を確保し、助成内容を拡充している状況であり、本市においても、通院については9歳到達年度末（小学校3年生修了）まで、入院については15歳到達年度末（中学校3年生卒業）まで助成を行っている。

このように、県内市町村の医療費助成制度が自治体間で異なっており、住む地域によって助成内容に格差が生じているため、その解消には県の統一的な支援拡充が不可欠である。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月15日

宮城県知事

村 井 嘉 浩 様

仙台市議会議長 佐 藤 正 昭